

剣道七段・六段審査会申込み者の受審会場変更および  
剣道八段・七段・六段、申込み締切り後の取り返し返金について

標記の件につきまして、審査会における当日欠席者の中には、申込みをしたが、仕事等の都合でやむを得ず申込み場所で受審できない方がおります。

つきましては、本年 11 月の愛知県・東京都で実施いたします剣道七段・六段審査会を受審される方について、下記により受審場所の変更を認めます。

なお、剣道八段・七段・六段審査会申込み締切り後の取り返し返金の申し出については下記の期日までといたします。

記

□変更を認める者

1. 令和 4 年 11 月実施の剣道七段・六段審査会（愛知県・東京都）に申込みをしている者。
2. 別紙「問合せ先」から、七段・六段（愛知県・東京都）の変更通知を 10 月 20 日（木）までに福岡市早良区剣道連盟に申し出た者。

□返金受付期日

1. 剣道七段・六段審査会（愛知県）申込み締切り後の返金の申し出受けは、別紙「問合せ先」から、10 月 26 日（水）までに福岡市早良区剣道連盟に申し出た者。
2. 剣道七段・六段審査会（東京都）申込み締切り後の返金の申し出受けは、別紙「問合せ先」から、11 月 2 日（水）までに福岡市早良区剣道連盟に申し出た者。
3. 剣道八段審査会（東京都）申込み締切り後の返金の申し出受けは、別紙「問合せ先」から、11 月 8 日（火）までに福岡市早良区剣道連盟に申し出た者。

以上